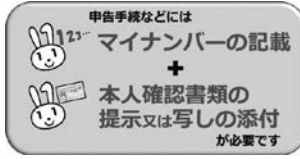


所得税（及び復興特別所得税）・消費税（及び地方消費税）・贈与税の申告相談について

● **マイナンバー（個人番号）について**

税務署に申告書等を提出する場合には、個人番号（マイナンバー）を記載していただくことになります。

その際に、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。



【本人確認書類について】

- ①個人番号カード（マイナンバーカード）
- ②通知カード + ③運転免許証、健康保険証など

※郵送により提出する場合には、上記①又は②③の写しを添付してください。

● **申告書の作成・提出について**

従来、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」にて申告書を作成することができますが、平成28年分の確定申告より、タブレット端末等でも申告書作成ページの利用ができるようになりました。

- 自動計算で、いつでも申告書が作成できます。
- コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して申告書を印刷できます。
- 印刷した申告書を郵送すれば、税務署に出向く必要がありません。

所得が「給与・公的年金」のみの方は必見！！

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面は、初めての方でも操作しやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。詳しくは、ホームページの「よくある質問」等をご覧ください。

国税庁ホームページ

● **e-Taxのご利用方法**

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、自宅やオフィス等からインターネットを利用して、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税などの申告ができます。また、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付もできます。

また、「e-Tax」を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告を行っていただきますと

- ①添付書類（医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等）の提出省略
- ②還付がスピーディーなど書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利なものとなっております。

詳しくは、e-Tax ホームページ（国税庁、e-Tax 又は確定申告で検索）をご覧ください。

※e-Taxの利用に際しては、マイナンバーカードとICカードリーダライタの事前準備が必要です。

● **ふるさと納税ワンストップ特例制度**

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税を行った自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することにより、所得税の確定申告（又は住民税の申告）を行わなくても所得税の寄附金控除相当分を含めて住民税から税額控除されるという制度です。

次の①又は②に該当するときは、ふるさと納税に係る寄附金控除の額を記載した確定申告書の提出が必要となります。

- ①6団体以上の自治体へ寄附した場合
- ②確定申告書の提出をした（する予定の）場合。

● **年金所得者の申告手続の簡素化について**

公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となります。

（注1）この場合であっても、医療費控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

（注2）所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるためには、住民税の申告が必要となる場合があります。

◆ 確定申告会場は「すばるホール」

[開設期間] 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日を除く
[開設時間] 9:00～17:00
[相談受付時間] 9:00～16:00 ご注意ください！

* 申告会場の混雑状況により早めに（15:00頃）相談受付を終了する場合があります。
 * 申告会場は、大変混雑しますので、ご自身で申告書を作成してご提出ください。
 * 「申告書等の受付」及び「用紙の交付」は、17:00まで行っております。
 * 「すばるホール」では、納付手続、納税証明書の発行及び相続税の相談は行っておりません。
 * 申告会場では、ご不明な点について質問や確認をしていただき、会場内のパソコンを使ってご自身の申告書等を作成していただきます。
 ※申告会場にお越しの際には、関係書類や前年分の申告書の控え等をご持参ください。

● **平成28年分の申告期限、納付期限等について**

税目など	申告期限	納付期限		口座振替日
		3期分	延納分	
所得税および復興特別所得税	3月15日(水)	3月15日(水)	5月31日(水)	4月20日(木) 5月31日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(金)	3月31日(金)		4月25日(火)
贈与税	3月15日(水)	3月15日(水)		

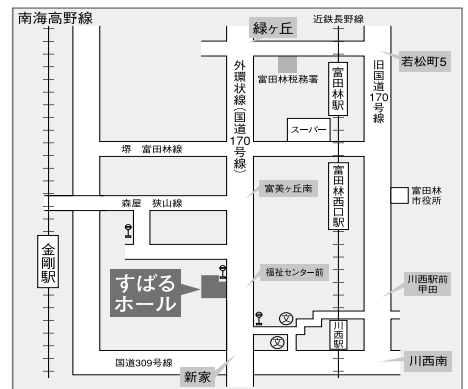
申告書等は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外文書収受箱への投かんにより、提出することができます。

国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納付の期限（納期限）までに納付していただく必要があります。

なお、納付書で納付を行う場合には、納付期限までに現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は申告会場及び税務署に用意してあります。

- （注1）申告書の提出後に納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはありません。
- （注2）納付が納付期限に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日まで
の延滞税を併せて納付する必要があります。

本年は、開設日を変更していますので
ご注意ください。



- [所在地] 富田林市桜ヶ丘町2番8号
- [交通] ・近鉄長野線川西駅から徒歩8分
 ・南海小台2丁目バス停から徒歩8分
 ・近鉄富田林駅からレインバース「すばるホール」で下車
- [問合せ] 富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 (代表)

※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。